

令和3年度包括外部監査の結果・意見に基づく措置等の状況について

整理番号	担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
35	議会事務局	意見	<p>寝屋川市議会政務活動費 クレジットカード利用時に付与されるポイントの取扱いについて、細則等に規定されたい。</p>	<p>幹事長会（正副議長及び各幹事長で組織）で、寝屋川市議会政務活動費使途基準細則（以下「細則」という。）の一部改正案を協議し、クレジットカード等のポイントの取扱いについて規定することが了承されました。その後、令和3年度中に細則の一部改正を行い、令和4年度の政務活動費から適用しております。</p>